



株式会社ノイズ研究所

神奈川県相模原市千代田 1-4-4

電話 042-712-2051

FAX 042-712-2050

E-mail: sales@noiseken.com

www.noiseken.com

輸出連絡・該非判定依頼書ご記入のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の弊社製品の輸出及び該非判定書のご依頼につきましては添付の依頼書に御入力または御記入頂き、折り返しE-mail又はFAXにて返信頂きますようお願い致します。

尚、該・非判定書類の発行には、1週間程度の余裕をみてご依頼下さいますようお願い申し上げます。

■ 当社製品の輸出について ～当社製品の輸出についてのお願い～

日本では、国際的な平和および安全維持の観点から、外国為替令および輸出貿易管理令により、武器、大量破壊兵器の製造に寄与する関連資機材、通常兵器関連汎用品ならびにこれらの関連技術の輸出（提供）について規制を行っています。規制対象貨物を輸出しようとする場合は、経済産業大臣の輸出許可を受ける必要があります。

当社製品については、輸出貿易管理令別表第一第 1～15 項までに該当するものではありませんが、第 16 項のキャッチ・オール規制対象貨物には該当します。よって、当社製品を海外へ輸出、または一時的に持ち出す場合には最終需要者・最終用途等の確認審査を行う為、事前に当社へ輸出連絡書の提出をお願いしております。記載内容につきましては、お客様を信頼し、輸出連絡書に記載の最終仕向け国・最終需要者・最終用途等をもって、輸出貿易管理令別表第一第 16 項規制の確認をさせていただきます。

輸出規制の法律を厳守する為、輸出連絡書の提出を必ずお願い致します。また、国内外の取引先に転売する場合は、転売先に上記内容についてご通知をお願い致します。

※ 上記内容は法令に基づいておりますので、法令の改正等により変更される場合があります。法令の規制内容・輸出手続等についての詳細は政府機関の窓口へお問い合わせ下さい。

■ 御提供頂く個人情報の取り扱いについて

弊社は、個人情報の重要性を深く認識し、個人情報を保護する為に個人情報保護方針を規定し運用しています。御提供頂く個人情報は弊社の個人情報保護方針に記載されている利用目的の範囲内でのみ利用します。当社個人情報保護方針の詳細は当社ホームページ www.noiseken.co.jp に掲載の当社個人情報保護方針をご覧ください。

■ お問合せ先窓口

株式会社ノイズ研究所 営業部 TEL: 042-712-2051 FAX: 042-712-2050

e-mail: sales@noiseken.com

ノイズ研究所 輸出連絡・該非判定依頼書 説明

本依頼書は以下のように輸出連絡書又は該非判定依頼書として使用ください。

●輸出連絡書

今後弊社から納品する予定の製品を輸出される場合：

購入ご予約のノイズ研究所製品が、最終的に規制対象地域への輸出又は提供がなされることが事前に明らかな場合に、当社からの販売が可能かどうか及び輸出許可申請の要・不要を確認するために使用します。輸出貿易管理令改正により日本版キャッチオール規制が2002年度4月1日から導入された事に伴う事前確認です。通常の商取引において知り得た範囲で記入していただければけっこうです。

既に弊社から納品済みの製品を輸出される場合：

当社から製品に関する1～15項に関しての該非判定資料の作成・送付は行いますが、16項に係る判定は原則として省かせて頂きますのでご了解願います。

●該非判定依頼書

お客様が弊社製品等を輸出される際又は社内管理用として、本邦輸出貿易管理令及び外国為替に基づく該・非判定書が必用な場合に弊社への依頼書として使用ください。弊社製品は1～15項に関して全て非該当製品ですので「輸出貿易管理令別表第1項目別対表（該非判定用）」又は「輸出貿易管理令別表第1非該当判定書/対象外判定書」の発行をもちまして、判定資料とさせていただきます。

既に弊社から納品済みの製品を輸出される場合、当社から製品に関する1～15項に関しての上記記載の該非判定資料の作成・送付は行いますが、16項に係る判定は原則として省かせて頂きますのでご了解願います。

●記入時注意事項

海外のエントユーザ欄：海外で最終的に使用する法人・個人・団体名を英文でご記入下さい。
漢字名もあれば併記ねがいます。

最終用途チェック欄：海外で最終的に使用する法人・個人・団体名がノイズ研究所製品を、直接・間接的に大量破壊兵器等にかかわる用途で使用する可能性があるかどうかの確認となります。通常の商取引において知り得た範囲で記入していただければけっこうです。

最終用途の記述：海外で最終的に使用する法人・個人・団体名がノイズ研究所製品を使用する際の用途をできるだけ具体的にご記入下さい。通常の商取引において知り得た範囲で記入していただければけっこうです。

例1：----工場で量産しているディスクドライブ装置の静電気耐量をIEC61000-4-2に準拠した試験装置・方法にて確認する。

例2：-----研究所にて開発中の車載電装品のエミッションレベルを開発段階で測定・評価する。